北足立地区 (鴻巣市·桶川市·北本市·伊奈町) 入退院支援/11一/11

医療と介護の 切れ目ない連携をめざして



令和4年7月

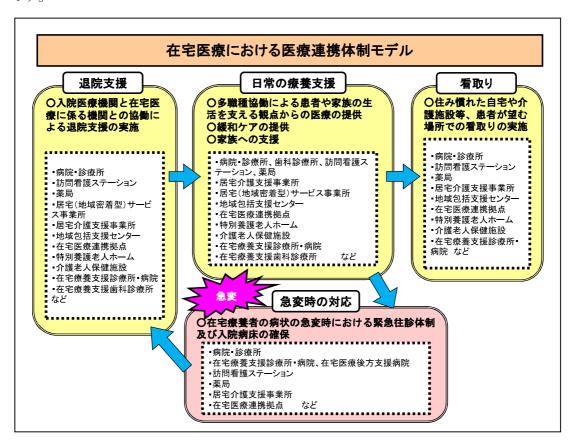
鴻巣市・桶川市・北本市・伊奈町

						Ħ	次	7															l
1	はじめに							-		-	-		•	-	-	•	•	•	•	•	•	•	1
2	目的・・						•			•			•	•	•	•		•	•	•	•	-	1
3 (1	基本ルー					•		•			•		•	•							Ī	•	2
(2)退院調整	整が必要?	な患者の	の目	安																		
4	入退院。	支援ルー	-ルの7	ポイ	ン	۱.	•		•			•		-	•	•			•	•	•	•	3
	入退院支	援のフロ	コーチャ	<i>7</i> —	١.										•	•	•	•	•				4
	[参考]	入退院支	を援にか	かね	る診	療報	酬	およ	とひ	介	護幸	個別	•	•			•	-	•	-	•	•	5
5	支援担当	当者・・				• 1		-			•		•	•							•	•	6
6	入退院。	支援の担	当窓	□ •		• •		•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
7	連携にも	あたって	のマ	ナ ー	:	エチ	ケ	ツ	۲		•				•	•	•	•	-	-	•	•	7
8	本人•3	家族への	周知				•	•		-	•			•	-	-	-	•	-	•	•	•	9
9	様式等·						-	•		-	-		•	•	•	•	-	-	-	•		1	0
	様式1	入院時情	青報提供	書	(北	足立	地	区;	ŧ通	様	式)	-			•	•					•	1	1
	様式2-1	退院・退	退所時情	青報 打	是供	連終	票			•	-		•	-	•	•		•		•	•	1	2
	様式2-2	退院・退	退所情幸	日記録	录書	(北)	足立	Σ地	区	共通	槂	式)	-	-	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	資料 1	「通院・	入院問	あん	もし	んセ	!ツ	١J	((周	知月	月チ	ラ	シ)	•	•	•	•	•	•	1	4
	資料 2	退院後の)相談窓				-			-	.			•	•	•	•	•	•	•	-	1	5
<	その他〉																						
1)入退院支	援ルール	/作成約	圣過			•			-					•	•						1	6
2)入退院支	援ルール	/作成会	€議会	委員	名簿	<u> </u>			•			•	•	•	•						1	7
3	北足立地	区内入退	限院支援	€の‡	担当	窓口	(有	床	医	寮榜	闄) •			•	•	-				•	1	8

1 はじめに

最期まで住み慣れた自宅等で自分らしい生活を続けるためには、医療と介護を はじめ多様な関係機関が切れ目なく連携することが必要です。

在宅での療養を希望する患者が在宅療養を続けていくためには、病院と地域をつなぐ円滑な「①入退院支援」、「②多職種協働による日常の療養生活の支援」、「③急変時の対応」、「④患者が望む場所での看取り」の体制整備が必要です。



2 目的

この「入退院支援ルール」は、要支援・要介護状態の患者(利用者)が、入院・退院の際に必要な医療・介護サービスを切れ目なく受けられるよう、関係機関がその情報を共有し、連携を深めるためのルールです。本ルールの実践により、在宅での生活や療養に困る患者(利用者)や家族をなくすこと、医療と介護が相互に理解し、互いに成長し合う多職種連携を目的としています。

3 基本ルール

(1) 入退院支援の対象者

自宅等(※)から入院し、自宅等へ退院する患者(利用者)で、下記の①~③のいずれかに該当する方

- ① 入院前に介護保険サービスを利用していた方(担当ケアマネジャー等がいる方)
- ② 退院後に新たに介護保険サービスの利用を希望する方(担当ケアマネジャー等がいない方も含む)
- ③ 病院担当者が、退院後の生活に向けた退院調整(退院前カンファレンス等)が必要と判断した方
 - (※) 自宅等:自宅のほか、介護施設を除くケアハウス、高齢者住宅

【留意事項】

要介護・要支援の認定を受けた方については介護保険が優先されますが、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合や特別訪問看護指示期間にある患者は、医療保険により訪問看護が提供されます。また、40歳未満の患者が医療保険により訪問看護が提供されるケースがあります。

介護保険だけでなく医療保険により訪問看護が提供される場合にも、この入退院支援ルールを参考に訪問看護ステーション等と連携することが大切です。



(2) 退院調整が必要な患者の目安

ア 退院調整が必要な患者(要介 イ 左記以外で地域の見守り等が必 護相当) 要な患者(要支援相当)

- ① 立ち上がりや歩行に介助が必要
- ② 食事及び口腔ケアに介助が必要
- ③ 排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用中
- ④ 日常生活に支障を来すような症状がある認知症
- ⑤ 医療処置が必要な患者(がん末期、感染症、 褥そう、在宅酸素等)
- ⑥ 入浴・更衣に介助が必要
- ⑦ 内服管理に介助が必要
- ⑧ 入退院を繰り返している
- ⑨ 入院前より日常生活に支障を来している
- ⑩ 福祉用具・住宅改修等環境整備が必要

- ① 独居で調理や掃除などの身の回りのことに介助が必要
- ② 家族はいるが、高齢や疾患等により介護力が乏しく、援助が必要
- ③ 日常生活は、ほぼ自立しているがん患者などで、新たに医療処置が必要又は見込まれる
- ④ 日常生活は、ほぼ自立している認知症
- ⑤ 65 歳以上で精神・知的障害がある
- ⑥ 薬を内服していて自己管理が難しい
- ⑦ 買い物や通院の支援が必要

共通項目

- ○栄養指導、食事療法(食事形態、塩分・水分・摂取カロリー等)、体重管理が必要
- ○虐待の疑いがある ○生活困窮者



ケアマネジャーがいる場合は・・・・居宅介護支援事業所に相談

ケアマネジャーがいない場合は・・・・地域包括支援センターに相談 (アかイで判断に迷う場合も含む)

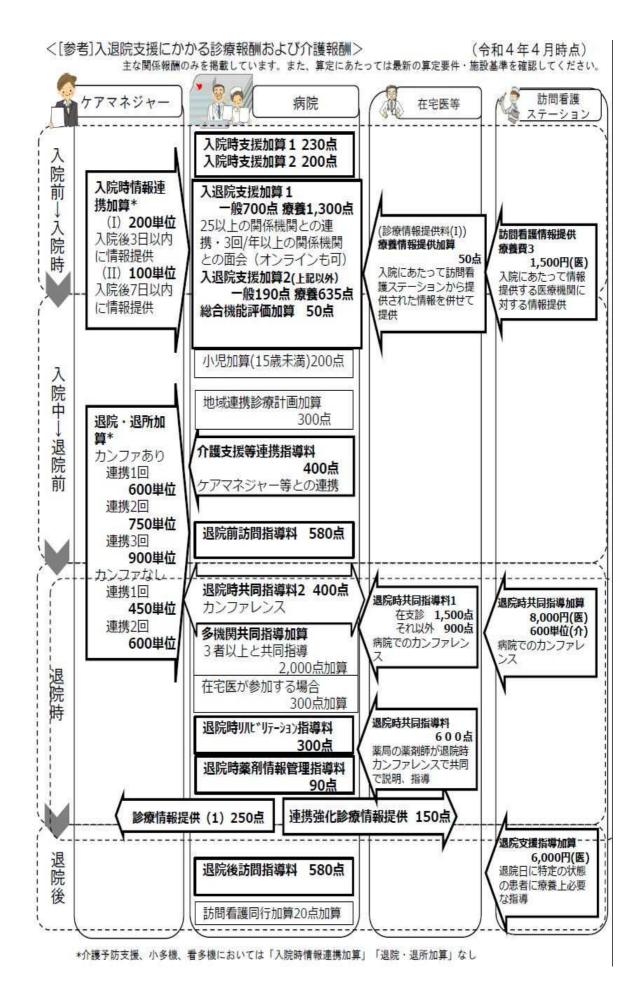
4 入退院支援ルールのポイント

入院から退院までの経過における、入退院支援ルールの5つのポイント

- ① 医療機関からケアマネジャー等へ連絡
- ② ケアマネジャー等から医療機関担当者への「入院時情報提供書」の提出 (概ね3日以内)
- ③ 医療機関からケアマネジャー等への「退院見込み」の連絡
- ④ 退院前カンファレンスの開催(1週間~3週間前)
- ⑤ 医療機関からケアマネジャー等への「退院時情報提供書」の提出
- ⑥ 担当ケアマネジャー等から医療機関へのケアプラン提出

入退院支援のフローチャート

1	◆医療機関	ケアマネジャー	かかりつけ	本人	· 家族					
		,,,,,,,	●薬局・歯科	ケアマネあり	ケアマネなし					
日頃から		「通院・入院時あんしんセット」の周知と名刺の配布 「入院時の連絡」を患者・家族に十分依頼		「通院・入院時 あんしんセッ ト」の準備、 キーパーソン決 定						
	入院時情報提供書(概ね3日以内)									
入院前 → 入院時	・ 「	ビス事業者や担当者 へ入院の連絡 ・入院時情報提供書 等を持参。または、 MCSや郵送、FA Xの場合は個人情報 保護に留意	●服薬等の情報提供・入院先の歯科□腔外科に引継ぎ	ケアマネに入院 の連絡及び、病 の連絡当ケアマネの名前・ の名前・ るる	・でなず保担支居業要認は、必要、介文をは、必要、介文をはのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは					
T.	ケアマネ等に入	・モニタリング								
入院中	院中の様子や入院 期間の見込み等を 情報提供 電話なでも可	・事前にアポを取り 患者や家族の意向を 確認し担当スタッフ と情報共有を図る	随時対応	病院から説明を受けたことは ケアマネに伝える退院後の生活への希望も、マネに伝える						
退院の見込	・退院見込み日を 家族・ケアマネ等 に連絡	・病院、家族から連 絡を受けたら、サー ビス事業所担当者に も連絡	随時対応	病院から連絡を ネに連絡	を受けたらケアマ					
# →	退院前力	ンファレンスの開催(3	3週間前~1週間前	きで)						
· 退院調整		ムーズにできるよう、病R E宅チーム(患者に応じ			後の日常生活につ 等の説明があった 各する					
退院時	・「退院・退所情報記録書」作成、 ケアマネ等に渡す	次回受診日の確認追加事項の確認								
退院後	・継続して受診する患者の場合は状態の変化をケアマネ等に情報提供	機関へ提供	√状況確認し問題あれば医療機関等に連絡・状況に応じて口腔ケア							



5 支援担当者

- ア 居宅介護支援事業所のケアマネジャー
- イ 地域包括支援センターの担当者
- ウ 訪問看護ステーションの担当者
- エ 病院担当者 (病院及び有床診療所における入退院支援担当者)
- オ 歯科・薬局等の関係者
- カ鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町(介護保険担当者)等

6 入退院支援の担当窓口

- ア 鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町(市町介護保険担当)
- イ 鴻巣保健所
- ウ 医療機関 (病院・有床診療所)
- エ 介護サービス事業所 (居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、訪問看護ステーション)
- オ 在宅医療連携拠点(在宅医療連携センター)
- 力 在宅歯科医療推進窓口地域拠点
- キ 各薬局窓口

才 在宅医療連携拠点

医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりを担う機関です。

名	称	鴻巣地区	桶川北本伊奈地区		
		在宅医療連携センター	在宅医療連携センター		
住	所	鴻鴻巣市天神5-11-11	北本市二ツ家3-183		
電話	番号	048-594-6912	048 - 501 - 2085		
対象エリア		鴻巣市	北本市・桶川市・伊奈町		
開設日時		月~金 9:00~17:00(祝日・8/	/13~15、12/29~1/3 は除く)		

力 在宅歯科医療推進窓口地域拠点

寝たきりや難病のために歯科医院への通院が困難な方への歯科医療のご相談や登録している歯科医院のご紹介を行う機関です。

名 称	北足立地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (一社)埼玉県北足立歯科医師会内)
住 所	鴻巣市赤見台1-15-23
電話番号	080-8434-8020
対象エリア	鴻巣市・北本市・桶川市・伊奈町
開設日時	月~金 10:00~15:00 (祝日・年末年始除く)

●通話中等で電話がつながらない場合は、下記にお電話ください●【埼玉県在宅歯科医療推進窓口】 電話 048-822-6464

7 連携にあたってのマナー・エチケット

連携は、心配り(思いやり・歩み寄り・対話)から

医療と介護の関係者がよりスムーズに連携していくには、お互いの立場を理解し思いやりをもって行動することが大切です。

職種や職場が異なれば、仕事内容も立場も違います。相互の信頼関係を深めて気持よく仕事ができるようになるための初めの一歩として、知っておきたいマナーやエチケットを地域で活用していきましょう。

全ての職種のみなさまへ

① お互いに思いやりを持ち、丁寧な対応を心がけましょう

職種により立場、制度、関連する法律、必要な情報が異なります。お互いの専門性や各職種の立場を、思いやりをもって理解し、丁寧な対応を心がけましょう。

② お互いの視点を大切に、わかりやすく相手に伝えましょう

相手が必要としている情報をなるべく専門用語を使わずに提供しましょう。

- ③ 他の職種と連携を取る時にはどの程度急ぐ用件か相手に伝えましょう
- ④ 担当者が不在でも、相談できる体制を整えておきましょう

医師のみなさまへ

① ケアマネジャーは医師を頼りにしています

ケアマネジャーは患者・家族にとって身近な存在であり、生活状況などを把握しています。 その情報や要件を簡潔にまとめ、受診同行・文書・電話・MCS 等で伝えるよう努めています。その際には、ケアマネジャーの話に耳を傾けていただくようお願いします。

② 介護サービスに必要な書類は、できるだけ早く作成を心がけましょう

介護サービスに必要な書類を早く作成していただくことで、患者が早く介護サービスを利用することができます。また、生活上の制限などの指示事項も記載すると介護サービス事業所の参考になり円滑な支援に繋がります。

病院スタッフのみなさまへ

① 退院日の目途を早めにケアマネジャーに知らせましょう

退院後に必要なサービスを調整するには時間を要するため、退院日の目途を早めにケアマネジャーへ知らせましょう。

ケアマネジャーのみなさまへ

① 医療機関へ情報提供を求める際には、利用者・家族と相談しましょう

病院では利用者や家族の了承なしに、介護サービス事業所などへ情報提供することは困難です。家族と相談しながら退院調整に向けて準備していることを医療機関に伝えましょう。 診察への同席やインフォームド・コンセント時の立ち会いは、利用者や家族を通じて病院や医師に確認しましょう。

② 医療機関の訪問に際しては、事前に相手方の予定を確認しましょう

医療機関では、アポイントメントのない訪問には対応できない場合があります。あらかじめ、利用者(患者さん)の名前・訪問時間・訪問目的などを伝えるようにしましょう。

- ③ 受診同行の際には受付時に名刺を添え、診察の場面では最初に 氏名・所属・職種、目的を伝えましょう
- ④ 医療機関からもらった退院時の各種情報提供書類(診療情報提供書、看護サマリー、リハビリサマリー、栄養サマリー等)は、取扱いに注意 し連携が必要な関係者との情報共有に活用しましょう。
- ⑤ 退院時カンファレンスの内容などを介護サービス事業所と共有しましょう

ケアマネジャーから確実に情報提供しましょう。

8 本人・家族への周知

入院の際にご家族を介して医療機関とケアマネジャーのつながりが開始される ことで、より円滑な連携に役立ちます。

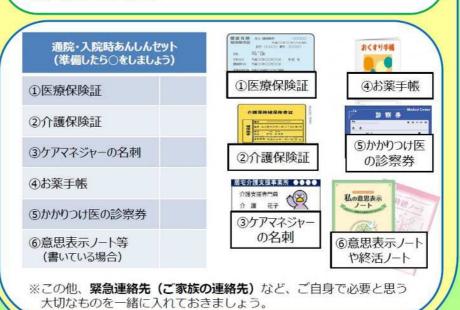
ケアマネジャーは、日頃からご本人・ご家族に対して、入院した時は、なるべく早く担当のケアマネジャーに連絡していただくようお願いしておくことが大切です。

ご本人・ご家族に普段から以下の「通院・入院時あんしんセット」を一緒のケース等に入れて準備しておくようお願いすることで、ケアマネジャーへの連絡が早くなります。

もしもの時に備えて・・・

「通院・入院時あんしんセット」 を準備しておきましょう

- 急な入院に備えて「通院・入院時あんしんセット」を 一緒のケース等に入れて準備しておきましょう。
- 入院した時は「通院・入院時あんしんセット」を 病院の担当者に見せてください。
- 入院したら、なるべく早く担当のケアマネジャー に連絡してください。
- 退院予定や転院が決まったときにも、必ずケアマネジャー に連絡してください。



9 様式等

様式 1 入院時情報提供書(北足立地区共通様式)

様式2-1 退院・退所時の情報提供連絡票

様式2-2 退院・退所情報記録書(北足立地区共通様式)

資料1 「通院・入院時あんしんセット」(周知用チラシ)

資料2 退院後の相談窓口



準備が整い次第、ご連絡いたします。

北足立地区入退院支援ルールと関係様式は各市のホームページよりダウンロードできます。

各市のホームページ→「北足立地区入退院支援ルール」と検索ください。

様式1 北足立地区共通様式 入院時情報提供書 (ケアマネジャー ⇒ 医療機関) 医療機関名: 担当者名: 様 情報提供日: 在 月 日 記入日: 在 月 日 1. 利用者(患者)基本情報について (フリガナ) 年 齢 歳 性別 口男 口女 利用者氏名 明・大・昭 生年月日 在 電話番号 利用者住所 氏名 続柄 連絡先 医療機関名 医師名 現在受診し ている医療 緊急連絡先 機関 既往歷 □ 独居 □ 高齢者世帯 □ 子と同居(人暮らし) 主介護者 続柄 () ※ 🗆 日中独居 氏 名 TEL □ 同居 □ 別居 続柄 (キーパーリン 族 □ 同居 □ 別居 TEL □ 介護力が見込める (□ 十分 ・□ 一部) 構 介護力 □ 介護力は見込めない □ 家族や支援者はいない □ 国民年金 □ 厚生年金 □ 障害年金 年金等の 成 種類 □ 生活保護 □ その他 (有効期限 入院時の要介護度 □ 要支援 (□ 要介護) 月 日 (障害高齢者の日常生活自立度 □ 自立 □ J1 □ J2 □ A1 □ A2 □ B1 □ B2 □ C1 □ C2 認知症高齢者の日常生活自立度 □ 自立 □ IIa □ IIb □ IIIa □ IIIb □ IV □ M \Box I 2. 現在利用中のサービス □ 訪問介護 回/週 回/週 □ 訪問リハビリ 回/週 □ 訪問看護 □ 訪問入浴 回/调 □ 通所リハビリ □ 通所介護 □ 短期入所(頻度) 回/週 回/週) □ 福祉用具貸与(品目) () □ 福祉用具購入(品目) □ 住宅改修) □ その他 ((場所・内容) 3. 日常生活動作等について 移動 口自立 □ 見守り □ 一部介助 □全介助 (□手引き □杖 □歩行器 □シルバーカー □車椅子) □ 見守り □ 一部介助 □ 全介助 / □ ポータブルトイレ □ 尿器 □ オムツ(□ 常時 □ 夜間) □ 自立 排泄 □ その他 (入浴 | 自立 | 見守り | 一部介助 | 全介助 (一般谷 | 特浴 | シャワー浴 | 清拭 | その他 ()) 摂取方法 □ 自立 (□ 箸 □ スプーン) □ 見守り □ 一部介助 □ 全介助 □ 経管栄養 食事 食事形態 □ 普通 □ ソフト食 □ きざみ □ ペースト 水分とろみ □無 □有 嚥下機能 □ むせない □ 時々むせる □ 常にむせる 口腔 義歯 □無 □有(□部分□総) 服薬 🗆 無 □有(□自立 □見守)□一部介助 □全介助 □ その他 ()) □認知□視力□聴力(補聴器□有□無)□言語□麻痺() □ その他 () 行動障害 🗆 徘徊 🗆 大声 🗆 不穏 🗆 転倒 🗆 昼夜逆転 🗆 介護抵抗 🗀 その他 環 居□戸建て□集合住宅 階建て 居室 階 段差あり □ トイレ □ 浴室 □ 玄関 □ 居室 □ 寝室 境 住 トイレ □洋式 □和式 寝具 ロベッド 口布団 手ずがめ □ トイレ □ 浴室 □ 玄関 □ 居室 □ 廊下 4. ケアプラン作成者からの報告(在宅で行われている介護・医療の状況・困っていること・退院後の方向性等) ※退院、転院情報等がありましたら、ご連絡お願いします。 事業所名: 担当者名: TEL: FAX:

様式2-1 北足立地区共通様式

退院・退所時情報提供連絡票

(医療機関	関 ⇒ 打	担当ケ	アマネジ	+ -)	
事業所名:					
ご担当者名:	御中(医療機関			
		TEL	:		
		FAX	:		
患者/家族の同意に基づき、退院・退所 との情報共有をお願いします。 送付枚数:A			すしますので <u>悪含む)</u>	、連携してい	ハる関係者
【提供情報の内容】					
□ 退院・退所情報記録書(様式2			[様式]		
□ 自院使用の退院時の情報提供書類	(以下の内	容に図)			
□ 診療情報提供書					
□ 看護サマリー					
□ リハビリテーションサマリー					
□ 薬剤管理サマリー(お薬情報	最・お薬の訪	御書・お	薬についての	が知らせ)	
□ 栄養情報提供書					
□その他()
次回受診予定日: 年	月		目 ()	_
時 間: 午前 • 午後	<u>설</u>	時	分		_
診 療 科 : 					-

様式2-2 北足立地区共通様式

退院・退所情報記録書

1.	基本情報·現在	Eの状況 等						55	入日:		年		月	日
属	フリガナ		性別	年	胎 退	院(所)	時の	D要介護度	(口要区	分変更)
性	氏 名		男・女			要支援	() 🗆	要介護	()口申詞	青中	ロなし	
	入院期間	入院(所)日:	年	月	日	退院	(所	f) 予定日			年	月		日
入院	入院原因疾患 (入院目的等)													
概要	入院 (入所) 先	施設名												
34	退院後の医療機関	医療機関名						方法	□ 通防	ŧ	□ 訪問診	療		1.5
8	現在治療中の疾患				#	実患の状)	兄	□ 安定	□不隻	定()
① 疾	移動手段	□ 自立 □ 杖 □ 歩行器	□ 車いす □	その他	(-)
患	排泄方法	□ トイレ □ ポータブルトイレ	ロ おむつ		カテーテル	・パウチ	()
2	入浴方法	□ 自立 □ シャワー浴	□ 一般浴	i □ #	機械浴	口行机	づず							15
入院	食事形態	□ 普通 □ ソフト食 □	きざみ □ ペ-	-スト [□ 経管第	後 🗆	その	他 ()
中	嚥下機能(むせ)	口なし口あり(口時	マ・口常	こ)	義 歯		なし	□あり	(🗆	一部	□ 全部	ß)		
0	口腔清潔	□良□不良□	著以不良		2A 100		完 ()	所)中の使	用 :	ロなし	□ あり	ê		
状況	口腔ケア	□ 自立 □ 一部介助 □	全介助											
116	睡眠	□良好□不良	眠剤信		コなし		あり							
	認知·精神	□ 認知機能低下 □ せん妄	□徘徊□	焦燥·不	題 🗆	攻撃性		□ その他	()
2		等の受け止め方(病名告知: □	あり 口 なし	,)	0.000			関する意向	I					
受け	<本人>		〈本人〉											
止														
め	1 200000													
	<家族>					<家族>	*							
意向														
	課題認識のため	の情報												
Ė	DAY KES DIG BRAYON ICON	□ なし □ あり(※以	下チェック)											,
	TENER OF THE ALTER	□点滴□酸素療	法 🗆 喀痰吸	3 口象	元管切開	□胃る	55	□ 経鼻栄	養 🗆	経腸栄養	莨 □ 褥粉	È 🗆	尿道カテー	テル
	医療処置の内容	□ 尿路ストーマ □ 消化管ストーマ □ 痛みコントロール □ 排便コントロール												
		□ 自己注射() □ その他()	
③ 退		□ なし □ あり (※以	□ なし □ あり(※以下チェック)											
院	看護の視点	□ 血圧 □ 水分制		SANSON DESIGNATION	NORTH COLUMN	LI CONTOURS	I MITTER	E STATE OF THE STATE OF	□ 清清	2ケア	□血糖コン	ントロール	□損	泄
後	History		DE LONGE VITANIETO	THE PARTY OF	精神面 🗆 服薬指導 🗆 ターミナル									
に必			□ 療養上の指導(食事・水分・睡眠・清潔ケア・排泄などにおける指導) □ その他()											
要		口 なし 口 あり (※以	W. With Spirit Str. /					th I may return			-		Lenneni w	
な	IIIICUm48.E	□本人指導□家/		Same of Francisco	A.M A THE SOM	ACCHORNAL IVA	11.50		as and the same	ry proses consi-	eacted) Surf	HOUSE IN THE	ON THE PART OF SECURITION	Statistics 1
事	リハビリの視点	□ 起居/立位等基本動作	NAMES AND ADDRESS OF THE PARTY	Sea November	-455 - 57	The second second	3012	or a least contract	AMERICAN AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE PAR	100 5/ 9	Marie M. C.	(A. 4)	AT THE COUNTY	F /
柄		□ 地域活動支援 □		34011020000	2 200000 AROU	722.890010	27742	大工农民"市	州川川共司	自任)	-
		禁忌□なし	吐去多加又波	□ 0NU23.	×18 □	COME	3						2	
	禁忌事項	Control Constitution												
		□ あり 内容/	留意点 ()
	症状・病状の 予後・予測													
退院に際しての 日常生活の阻害要因 (心身状況・環境等)														
在宅復帰のために 整えなければならない要件														

もしもの時に備えて・・・

「通院・入院時あんしんセット」 を準備しておきましょう

- 急な入院に備えて「通院・入院時あんしんセット」を 一緒のケース等に入れて準備しておきましょう。
- 入院した時は「通院・入院時あんしんセット」を 病院の担当者に見せてください。
- 入院したら、なるべく早く担当のケアマネジャー に連絡してください。
- 退院予定や転院が決まったときにも、必ずケアマネジャー に連絡してください。

通院・入院時あんしんた (準備したら○をしましょ	
①医療保険証	
②介護保険証	
③ケアマネジャーの名刺	
④お薬手帳	
⑤かかりつけ医の診察券	
⑥意思表示ノート等 (書いている場合)	



⑥意思表示ノートや終活ノート

※この他、緊急連絡先(ご家族の連絡先)など、ご自身で必要と思う 大切なものを一緒に入れておきましょう。

の名刺

退院後の相談窓口



住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談窓口を記入しておきましょう。

ケアマネ	事業所名	担当者名	連絡先	
ジャー	争耒州石	担目有名	建裕亢	
	医療機関名	医師名	連絡先	
かかりつけ医	医療機関名	医師名	連絡先	
WWW JUE	医療機関名	医師名	連絡先	
	医療機関名	医師名	連絡先	
かかりつけ	医療機関名	歯科 医師名	連絡先	
歯科医	医療機関名	歯科 医師名	連絡先	
かかりつけ	薬局名	薬剤師名	連絡先	
薬局	薬局名	薬剤師名	連絡先	
緊急	間柄	名前	連絡先	
連絡先	間柄	名前	連絡先	
			連絡先	
			連絡先	
			連絡先	

〈その他〉

① 入退院支援ルール作成経過

令和3年7月	入退院支援ルール作成会議関係団体への推薦依頼					
	○入退院支援ルール策定研修会					
	内容① 入退院支援ルールの概要説明					
令和3年	(講師:埼玉県保健医療部医療整備課在宅医療推進担当)					
9月10日	② 入退院支援ルール策定事例紹介					
	(講師:朝霞地区医師会地域包括ケア支援室コーディネーター					
	菅田恵子氏)					
然 1 同	○第1回入退院支援ルール作成会議(書面開催)					
第1回	委員21名から意見聴取を行った。					
令和3年	内容① 入退院支援ルール作成スケジュールについて					
10月下旬	② 入退院支援ルール(案)について					
答 0 回	○第2回入退院支援ルール作成会議					
第2回	内容① 第1回入退院支援ルール作成会議意見書のまとめ					
令和3年	② 入退院支援ルール(案)について					
12月16日	⇒共通様式については、引き続き協議事項となる。					
第3回	○第3回入退院支援ルール作成会議(書面開催)					
衆る凹 令和4年	第2回会議の意見をもとに、様式等の更に協議が必要な部分以外					
2月初旬	を修正し、送付した。					
2 / 1/) [1]	内容① 入退院支援ルール(案)について					
第4回	○第4回入退院支援ルール作成会議					
第4回 令和4年	内容① 入院時情報提供書について					
3月25日	② 退院・退所情報記録書について					
3万23 _日	北足立地区共通様式の作成に向けて協議した。					
松 [□	○第5回入退院支援ルール作成会議					
第5回	内容① 入退院支援ルールの最終確認					
令和4年	② 関係機関に対する周知方法について					
5月20日	③ 運用方法について					

② 入退院支援ルール作成会議委員名簿

	選出区分		所属	E	氏名
1	北足立郡市医師会		北本共済医院	竹並	麗
2	北足立歯科医師会		まつざき歯科クリニック	松﨑	哲
3	鴻巣地区在宅医療連携セン 鴻巣地区訪問看護ステージ	ンター ション	鴻巣地区 在宅医療連携センター	伊藤	和枝
4	桶川北本伊奈地区在宅医板桶川北本伊奈地区訪問看記		桶川北本伊奈地区 在宅医療連携センター	小林	美雪
5	鴻巣市 総合病院医療相談員	こうのす共生病院	医療介護連携推進室	浅見	美雪
6	桶川市 総合病院医療相談員	埼玉県央病院	医療連携支援課	池田	勝彦
7	北本市	北里大学メディカルセンター	医療福祉支援センター	池田	道子
,	総合病院医療相談員	北里人子が イルルヒンター	医療価値又抜センター	小池	寿美江
8	8 伊奈町		地域連携課	杉山	里美
9	鴻巣薬剤師会		島崎薬局	島崎	淳
10	桶川市薬剤師会		(有) 前田薬局 朝日店	前田	勝代
11	1 北本市薬剤師会		ひかり薬局	前鶴	薫
12	上尾伊奈地域薬剤師会		薬樹薬局 伊奈	織田	健志
13	地域リハビリテーション (上尾中央総合病院	ケア・サポートセンター	リハビリテーション技術科	岡林	奈津未
14	鴻巣市ケアマネ連絡会		居宅介護支援事業所 なでしこ	木村	恭則
15	桶川市介護支援専門員	連絡会	桶川介護サービスセンター せいじん	奈良	里美
16	北本市介護支援専門員	の会	居宅介護支援 ハヤシ・スキップ	林。参	秦子
17	伊奈町介護支援専門員	連絡協議会	(有) 夢虹房	水沼	せつ子
18	3 鴻巣市地域包括支援センター		「吹上苑」管理者	阿部	加津子
19	州川市地域包括支援センター		「ねむのき」管理者	工藤	節子
20	北本市地域包括支援センター		北本市社会福祉協議会	春山	絵里子
21	伊奈町地域包括支援セ	ンター	伊奈町社会福祉協議会	大川	桂子

③ 北足立地区内入退院支援の担当窓口(有床医療機関)

(市町毎五十音順)

	病院名	住所	電話番号	窓口
1	こうのす共生病院	 鴻巣市上谷2073-1 	048-541-1131	医療介護連携推進室
2	鴻巣外科胃腸科	鴻巣市鴻巣1195-1	048-543-7770	
3	埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田849	048-596-2221	
4	埼玉脳神経外科	鴻巣市上谷664-1	048-541-2800	
5	ヘリオス会病院	鴻巣市広田824-1	048-569-3111	
6	村越外科胃腸科	鴻巣市吹上本町1-4-13	048-548-0048	
7	大谷記念病院	桶川市加納2216	048-728-2411	
8	埼玉県央病院	桶川市坂田1726	048-776-0022	医療連携支援課
9	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100	048-593-1212	医療福祉支援センター
10	桃泉園北本病院	北本市深井3-75	048-543-1011	地域連携課
11	林田内科医院	北本市本宿7-67-3	048-592-7711	
12	山田医院	北本市緑3-289	048-593-0353	
13	伊奈中央病院	伊奈町寿4-43	048-721-3022	入院相談窓口
14	伊奈病院	伊奈町小室9419	048-721-3692	入退院支援課
15	埼玉県立がんセンター	伊奈町小室780	048-722-1111	患者サポートセンター
16	埼玉県立精神医療センター	伊奈町小室818-2	048-723-1111	療養援助部
17	希望(のぞみ)病院	伊奈町小室3170	048-723-0855	医療相談室

北足立地区入退院支援ルール 発行日 令和4年7月

【編集・製作】

鴻巣市介護保険課 〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話:048-541-1321(代)

桶川市高齢介護課 〒363-8501 桶川市泉 1 丁目 3 番 28 号

電話:048-786-3211(代)

北本市高齡介護課 〒364-8633 北本市本町 1 丁目 111 番地

電話:048-591-1111(代)

伊奈町いきいき長寿課 〒362-8517 伊奈町中央4丁目355番地

電話:048-721-2111(代)